

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成25年2月26日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 追 悼
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 8 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 追 悼
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 8 議案の補足説明
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |

11番 景山岩三郎
 14番 柴田徹也
 16番 佐久間茂樹
 18番 林俊介
 20番 高橋利彦
 22番 林一哉

12番 滑川公英
 15番 木内欽市
 17番 日下昭治
 19番 嶋田茂樹
 21番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	大木多可志	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	佐久間隆	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	大久保孝治
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	加瀬喜久	会計管理者	宮應孝行
消防長	佐藤清和	水道課長	新行内弘
病院事務部長	菅谷敏之史	病院経理課長	鈴木清武
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	高野晃雄	体育振興課長	野口國男
監査委員 事務局長	馬淵一弘	農業委員会 事務局長	加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 俊介） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 追 悼

○議長（林 俊介） 日程第2、追悼。

去る2月9日に逝去されました、故嶋田哲純議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（全員黙禱）

○議長（林 俊介） 黙禱終わり。

ありがとうございました。ご着席ください。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（林 俊介） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

なお、嶋田哲純議員の逝去に伴い議会運営委員会委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長の指名により滑川公英議員を選任いたしますのでご報告いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（林 俊介） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、景山岩三郎議員、12番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（林 俊介） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第44号まで

の44議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(林 俊介) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第44号までの44議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成25年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第 9号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第11号 平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第13号 平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第14号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第16号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定

について

議案第 17 号 旭市小規模水道条例の制定について

議案第 18 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第 19 号 旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 20 号 旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について

議案第 21 号 旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

議案第 22 号 旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 23 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

議案第 24 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 29 号 旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について

議案第 30 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 31 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 34 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について

議案第39号 旭市墓地条例を廃止する条例の制定について

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第42号 市道路線の認定及び変更について

議案第43号 指定管理者の指定について

議案第44号 指定管理者の指定について

◎日程第7 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 俊介） 日程第7、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

施政方針並びに提案理由を申し上げますが、まず初めに、私のほうからも故嶋田哲純議員の急逝に対しまして、一言お悔やみの言葉を申し上げたいと思います。

長い間にわたりまして、市政、そしてまた農政にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。やり残したこともいっぱいあったと思います。悔しかったこともあると思います。どうぞ、天国で安らかにお眠りをいただきたいと思います。心からお悔やみを申し上げ、哀悼の言葉を申し上げます。

本日、ここに平成25年旭市議会第1回定例会を招集し、平成25年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、東日本大震災の対応経過及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」から、まもなく2年が経過しようとしています。この間、市民の皆様をはじめ各方面より多大なるご支援、ご協力をいただくとともに、全国各地からも心温まる様々なご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

市では、この震災でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生し

た3月11日に昨年と同様に千葉県と共催で「東日本大震災二周年」の追悼式を挙げるすることとしております。

次に、震災発生から今までの支援状況等について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,356世帯に対して2億3,499万円を支給いたしました。

また、災害義援金については、昨年12月に最終となる第3次配分を行い、3,532世帯に対して、国・県分と合わせて13億9,346万300円を配分し、このうち市の義援金としては4億8,570万5,300円を配分いたしました。

このほかに災害義援資金の貸付は、102件、貸付総額2億982万円の申込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる799世帯に、加算支援金が、対象世帯の約76パーセントにあたる612世帯に、合計13億375万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金は、258世帯に1億2,971万3,000円を支給したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

応急仮設住宅は、設置後1年9か月を経過しますが、現在の入居者は、旭地区が28世帯70人、飯岡地区が87世帯217人、賃貸住宅が9世帯18人で、合計124世帯305人と、まだまだ多くの方々が入居している状況にあります。

応急仮設住宅の貸与期間は、1年間の延長が決定しておりますが、5月に契約の更新手続きをする中で、今後の再建方法について再度、確認してまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅設備事業について申し上げます。

災害公営住宅の建設については、被災者の居住の安定を図るため、飯岡地区荻園地先に、鉄筋コンクリート造り3階建て、エレベーター付33戸の設備を予定しております。

2月24日に災害公営住宅整備事業に関する説明会を、旭地区及び飯岡地区において開催したところであります。

また、5月に入札及び契約事務を執行し、応急仮設住宅の入居期限前である平成26年3月末の完成を目指し、取り組んでまいります。

次に、液状化対策について申し上げます。

復興交付金事業により進めております市街地液状化対策事業については、現在、被害を受けた住民の意向調査、被害状況の整理を行っているところであり、平成25年度において、地盤調査や対策工法の検討などを行っていく予定であります。

なお、これら一連の作業を検証するため、専門家で構成する「旭市液状化対策検討委員

会」を設置したところであり、今後、住民の意見を取り入れながら液状化対策事業計画を作成してまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

はじめに、復興事業について申し上げます。

平成25年度の市政の最優先課題として、改めて復興事業について旭市復興計画の4つの基本方針である「被災者の生活再建」「地域経済の再興」「都市基盤の再生」「災害に強い地域づくり」に基づいて、スピード感をもって取り組んでまいります。

特に、重点プロジェクトに掲げた「複合的な津波対策の推進」については、海岸線約11キロメートルの津波防護施設の着工、津波避難タワーの建設や津波避難道路の整備、津波避難ビルの指定等のハードの充実とともに、津波の恐ろしさを忘れないよう、津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施していかなければならないと考えております。

なお、市として3回目となった国の復興交付金事業計画については、1月29日に避難道路整備のための調査費や避難施設の建設費を申請したところであります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

全国的な問題であります人口減少についてであります。市といたしましても、その対策を平成24年度から重点施策と位置付け、様々な事業に取り組んでいるところであります。しかしながら、この問題は、成果が直ちにあらわれるものではなく、多面的に、そして地道に、その対策を継続していくことが重要であると考えております。

こうした中、より早く効果があらわれるよう、平成25年度から、定住目的で新たに旭市へ転入して住宅を建築又は購入された方に、予定しておりました固定資産税相当額の6年間の補助に代わり、移住費用の一部として50万円を交付する定住促進奨励金交付事業を計画しているところであります。

また、子ども医療費の助成についても、一部の自己負担金を除き、これまで0歳から小学3年生までの通院及び調剤に要する費用のほか、中学3年生までの入院に要する費用を助成してまいりましたが、通院及び調剤についても、対象を中学3年生まで拡大することといたしました。

そのほか、働く子育て世代の支援を目的に運営しております放課後児童クラブについても、利用者の増に伴い、クラブ室が手狭となったため、平成24年度の共和児童クラブ室に続き、平成25年度は嚶鳴第一・第二児童クラブ棟の建設を予定しております。

これらの新たな施策のほか、継続して実施しております出産祝金の支給、乳幼児紙おむつ

給付等と併せ、これまで以上に子育てしやすい環境を整えることにより、市の宝である子どもが増え、人口減少に歯止めがかかり、人口増へ結びつくと期待するものであります。

また、70歳以上の高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成事業についても、継続して行うこととしております。

次に、平成25年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、海外経済の減速を背景に景気は後退していたものの、一部に下げ止まりの兆しもみられるなど、持ち直しの動きがあるとされております。先行きは、輸出環境の改善や経済対策の効果を背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されておりますが、海外景気の下振れや雇用・所得環境の先行き、デフレの影響などの懸念材料も存在し、予断を許さない状況にあります。

こうした中、国においては、政権交代後の景気対策として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、これに基づく平成24年度補正予算第1号が平成25年1月に示されたところであります。

また、平成25年度予算については、「予算の基本方針」において、緊急経済対策に基づく補正予算と一体的なものとして、「15か月予算」として編成することとされました。これにより、切れ目のない経済政策を実行することで、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却、成長力の強化を図るとしております。

基本方針では、新年度予算は「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点的な配分を行う一方、地方財政については、国の取り組みと歩調を合わせ、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出の見直しや抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとされております。

また、特別会計で管理している東日本大震災からの復興関係予算についても、平成24年度当初予算を上回る財源が確保されることとなっております。

本市の財政を見ると、税収は、固定資産税が減となるものの市税全体では増収が見込まれ、また、地方交付税は、復興交付金事業の実施により特別交付税の増額が見込まれるものの、地方譲与税や地方消費税交付金は減額となる見込みであるなど、歳入全体の見通しは楽観視できない状況にあります。

一方、歳出は、震災からの復興や災害に強い地域づくり、また人口減少対策など、様々な財政需要が見込まれるほか、社会保障関係費をはじめとする義務的経費など、多くの財政需

要が見込まれております。

このような状況を踏まえ、平成25年度の予算編成は、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、復興への取り組みが、かたちの見えるようスピード感を持って進めるとともに、人口減少に歯止めをかける定住促進や子育て支援策の拡充等を最優先課題として取り組むものとします。

また、合併後7年を経過することから、国の財政支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、市民福祉の向上のため、基本計画に掲げる諸施策をバランスよく展開し、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を268億8,000万円としたものであります。特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、152億1,300万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、421億1,085万4,000円となり、当初予算の規模を842億385万4,000円としたところであります。

次に、主要事業等について基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

市内全域を視野に進めている都市計画区域の見直しについては、市の総合計画並びに復興計画の中でも「秩序ある土地利用を進め安全・安心な均衡あるまちづくりを推進する」と位置付けているところであります。

現在、区域決定権者である県において、県下一斉の都市計画の見直し作業を行っているところであり、今後、国・県との調整並びに地域住民との合意形成を念頭に取り組んでまいります。

次に、市道の設備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から北側の整備に向け、物件調査等を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、用地取得箇所の工事を一部着手いたしました。未取得地については、今後も引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、津波避難道路については、復興交付金事業として測量調査費を申請したところであります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」の整備については、用地の取得及び物件の補償を地権者のご協力をいただき、全て終了したところであり、整備工事についても、年内中には完成する予定であります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

地域の環境美化を推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体等のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進するとともに、より一層ごみの減量化対策等の取り組みなど、地域ぐるみで環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、再生可能エネルギーの普及促進は地球温暖化対策等においても重要であることから、自然エネルギーの有効活用を図るため、住宅太陽光発電システムを設置する方へ、今後も継続して支援してまいります。

次に、株式会社エコテック最終処分場計画について申し上げます。

旧海上町時代からの長年の問題でありました株式会社エコテックによる産業廃棄物最終処分場（管理型）設置許可申請に対する処分については、1月28日付けで県が不許可処分としておりますのでご報告いたします。

次に、海岸保安林について申し上げます。

市有保安林の整備については、引き続き井戸野地先において減災盛土を延長290メートル施工し、植栽を県と協力して行ってまいります。今後も海岸地域の整備については、県と連携を密にして進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、銚子市野尻町地区内に広域ごみ焼却施設の建設を予定しており、2月2日をもって全ての町内会との基本協定が締結されました。

今後、ごみ焼却施設の建設に向けた、各種基本設計調査等や焼却施設等計画地測量・地質調査業務などを進めることとなります。

なお、最終処分場については、3月末までに最終処分場用地選定に係る（仮称）最終処分場用地選定委員会を設置する予定であり、平成25年度中を目標に用地選定を行うこととしております。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、旭市水道ビジョンに基づき、

耐震性を考慮した既存施設の計画的な更新・改良を実施し、施設の効率化・経営の安定化を図ってまいります。

平成25年度は干潟配水場高区圧力タンクの改修を予定し、安全・安心な供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成24年度末において187.8ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約93パーセントが整備されることとなります。

平成25年度は、二地先の5.0ヘクタールの面整備工事を実施することとしております。

加入世帯については、1,452世帯で、日量約1,700立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

大雨時の氾濫に備え、道路側溝や排水路などの排水施設を計画的に整備してまいります。

また、蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指してまいります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

疾病の予防や早期発見・早期治療のため、がん検診をはじめ各種事業を実施し、市民の健康保持推進を図ってまいります。

母子保健については、本年度から養育医療給付事業がスタートし、未熟児に必要な医療の給付及び未熟児訪問指導等、関係機関と連携しながら、適切な支援を図ってまいります。

また、市民の休日における救急医療の確保を図るため、引き続き飯岡診療所において「休日救急診療」を実施してまいります。

後期高齢者医療については、被保険者を対象に平成25年度より短期人間ドック受検費用を助成し、疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、高齢者の健康の保持推進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成24年度の経営状況の見通しについては、年度当初、医師の不足による減収も懸念されておりましたが、その影響も最小限に抑えることができ、平成25年度も黒字経営を見込んでおります。

引き続き安定した経営を維持していくため、医師の働きやすい環境を整えるための医師宿舎の建設や病院の事業運営体制の充実を図っていくこととしております。

また、昨年10月に立ち上げました総合病院国保旭中央病院検討委員会については、2月8日に3回目の会議が開催されました。

当日は、約40名の傍聴者があり、地方独立行政法人に移行した3名の自治体病院の理事長から経営形態を変更した経緯などのお話をいただきました。

今後は、さらに議論を進めていただき、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割や旭中央病院における課題と対策、また、経営形態の調査研究結果につきまして6月を目処に報告いただく予定であります。

次に、滝郷診療所について申し上げます。

長年の懸案でありました常勤の医師については、4月より採用することとなり、診療日も週4日体制を確保することができ、さらなる地域医療の充実を図ることができるものと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

障害児福祉を推進するため、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、海上保健センター内に「旭市こども発達センター」を4月より開設することといたしました。

これにより、心身の発達に心配のある未就学児の成長を支援していけるものと考えております。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地域の保育所統合整備事業については、平成24年度中に実施設計をまとめ、7月頃までに本体工事に着手する予定であります。平成26年4月には新たな保育所において子どもたちの受け入れができるよう順次作業を進めてまいります。

子ども・子育て新制度については、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための様々な制度改正が行われることから、制度施行に向けた準備を進めてまいります。

平成25年度は、国の示したスケジュールに合わせて「旭市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査のための予算を計上いたしました。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

2月1日現在の高齢者人口は1万7,220人、高齢化率は25.0パーセントとなり、介護保険の第1号被保険者1万7,195人のうち要介護認定者数は2,412人、認定率14.0パーセントとなっております。

超高齢社会といわれる中で、増加する要介護認定者に対する介護保険制度の適正な運営を

図るとともに、元気な高齢者を増やすための介護予防事業の推進と、自立した生活を送るための地域ケア体制の整備に取り組んでまいります。

また、平成25年度は、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定のためのアンケート調査として、介護保険サービス利用者のニーズの把握や介護サービス基盤の整備状況の検証などを行います。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、特色ある学校づくりを推進することにより、児童生徒一人ひとりの生きる力をはぐくむものであります。市内各小・中学校の創意工夫を生かせるよう、学校教育の充実を図ってまいります。

学校図書館司書については、平成25年度より新たに3名の専任の図書館司書を採用し、各校を巡回いたします。児童生徒への読み聞かせや読書指導、良い本の紹介、学校図書館の整備・運営の支援などに携わってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、20名の補助員を配置し、国語や算数・数学など基礎基本の徹底や特別支援を必要とする子どもへのきめ細かな指導により、さらに、学力の向上を図ります。

また、3名の外国語教諭補助員を小学校に配置し、市内中学校配置のALTと外国語を通じてコミュニケーション能力の素地を養ってまいります。

次に、義務教育施設の設備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、昨年12月に実施設計が完了し、建設予定地となる土地改良事業による非農用地の早期取得に努めているところであり、平成25年度の着工を目指し、関係機関と協議・調整を図りながら進めてまいります。

学校の耐震化については、学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに非常災害時には地域住民の避難場所となることから、非構造部材の点検を実施し、安全性の確保に取り組んでまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会を開催するとともに、ブックスタートや地域子ども教室、そして旭寿大学の開設など、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様に楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好

者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成と絆づくりをめざす「第4回旭市民体育祭」、「第9回旭市民駅伝大会」、「第25回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として開催してまいります。

また、「千葉県東部五市体育大会」、「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選考会」、「千葉県高等学校駅伝大会」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業へ支援してまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

国では、農業従事者の高齢化に伴う担い手の問題や、耕作放棄地など「人」と「農地」の課題解決を図るため、今後の農業の中心となる経営体はどこか、経営体にどのように農地を集積させるか、中心経営体の農業者とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などについて地域で話し合う「人・農地プラン」の作成を進めております。市においても、今後の農業の方向性を示すとともに、プラン作成のメリットであるスーパーL資金の当初5年間の無利子化、青年就農給付金、農地集積協力金等を活用できるように計画を作成して、農業経営を支援してまいります。

水田農業については、農業者戸別所得補償制度の名称が経営所得安定対策として実施され、この中で、飼料用米の出荷方式が専用品種以外は、全収穫量の中から基準単収に応じて出荷する一括管理方式に変更されますが、平成25年度の交付金等についての変更はありません。今後も、経営の安定を図るため、国の動向を注視しながら支援を行ってまいります。

園芸については、1月にJAちばみどりの農産物集出荷施設「フレッシュグリーン」の選果施設改修工事が完了し、最新の設備となりました。今後は、さらに高品質な農産物の生産力向上による園芸産地としての地位向上に向けた生産施設・省力機械等の整備について、県の支援事業等を活用して行ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業関係者の経営安定と水産物の知名度向上による消費の拡大を目指して、例年、飯岡漁

港で水揚げされる魚介類を旬の時期にPRするため、水産物に特化して開催されている「水産朝市」を本年は2回の開催予定として、旭の水産業を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。このような中、商工会では、既存商店街の振興策としてプレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商業の活性化を図るための様々な事業を展開しているところであります。市といたしましても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

中小企業金融対策については、中小企業者の利便性向上に努めておりますが、今後も、引き続き復興支援、経営支援の一環として、利用促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業団地については、問い合わせはあるものの、近年の厳しい経済情勢を背景に、雇用を伴う進出企業は少なくなっております。

このような状況の中、市内鎌数地先の「あさひ新産業パーク」へメガソーラ発電事業者4社からの進出計画があり、現在、2社が約7ヘクタールを工事中で、工事中の事業者を含めた3社が約14ヘクタールを交渉中と聞いております。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

現在開催している「袋公園桜まつり」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「七夕市民まつり」を旭市の三大まつりと位置付けまして、市内外の皆様に楽しんでいただけるよう計画をしていきたいと考えております。

袋公園桜まつりについては、平成25年度は4月1日から14日までの14日間の開催を予定しており、4月6日の土曜日には演芸やお囃子、こどもゲーム大会、わくわく市場などが出店されますので、多くの皆様にお越しいただきたいと考えております。

また、「あさひ砂の彫刻美術展」については、昨年も多くの皆様にお越しいただきましたが、特色のあるイベントとしまして、今後も支援してまいります。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

現況・構造検証調査もほぼ終了したところであり、今後、観光拠点施設としての活用を検討しつつ、屋上を地域住民・海水浴客等の緊急避難場所として、1階は震災を後世に伝える等を目的とした防災拠点の一角を担う施設としての活用も検討してまいります。

次に、道の駅施設整備について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、旭市道の駅建設準備委員会において検討してまいりました実施計画の策定がまもなく終了します。また、建設候補地については、1月22日の旭市道の駅建設準備委員会において旭中央病院アクセス道東西線沿いの南側の区画を最終候補地として用地交渉に入ることといたしました。

本年度は、関係地権者のご理解とご協力をいただきながら用地取得を進めるとともに、関係機関との協議、測量調査及び実施設計、管理運営組織の設置準備などを進めてまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

旭市イメージアップキャラクターについては、昨年、デザインと愛称の募集を行い、12月に「あさピー」が誕生しました。

今後は、旭市の顔として市民に親しまれるよう、印刷物などに掲載するとともに、市内外で開催されるイベントに参加し、新たな情報発信ツールとして効果的に活用しながら、本市の様々な魅力をPRしてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、平成24年度に第2アクションプランの取り組み項目を追加するなど、着実に取り組んでおります。

このうち、事務事業評価については、本格実施した平成24年度の成果を踏まえ、平成25年度も引き続き実施することとしており、評価を通じて事務事業の改善や職員の意識改革を一層進め、効率的で効果的な行財政運営を目指してまいります。

徴収対策については、平成24年度に設置した徴収対策室を中心に、債権所管課相互の連携を図りながら、全庁を挙げて債権回収に取り組んでおります。市民負担の公平性を確保するため、市税をはじめとする公債権はもとより、私債権についても司法手続きを活用しながら、納付相談などを着実に進めていくことで、引き続き徴収率の向上と滞納額の縮減を目指してまいります。

次に、新庁舎の建設について申し上げます。

新庁舎建設については、平成30年度の開庁を目途に、庁舎建設基本構想を策定するため、現在、職員による庁舎建設検討委員会及びワーキンググループにおいて、調査検討を行っております。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ268億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に68億7,500万2,000円、9款地方交付税に89億円、13款国庫支出金に27億5,687万6,000円、14款県支出金に15億2,606万7,000円、20款市債に30億7,030万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に34億596万2,000円、3款民生費に82億6,846万7,000円、8款土木費に25億5,244万9,000円、10款教育費に31億4,199万1,000円、12款公債費に29億5,863万6,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で93億6,000万円、施設勘定で9,200万円とするものであります。

議案第3号は、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4億6,800万円とするものであります。

議案第4号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ45億700万円とするものであります。

議案第5号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億3,300万円とするものであります。

議案第6号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,300万円とするものであります。

議案第7号は、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,296件、年間給水量を593万4,556立方メートルと見込み、事業収益を15億1,140万2,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は28万700人、外来患者数は75万4,800人を見込み、事業収益を360億8,786万1,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,400万円を追加し、予算の総額を296億300万円とするものであります。

議案第10号は、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1,900万円減額し、予算の総額を92億7,800万円とするものであります。

議案第11号は、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を43億600万円とするものであります。

議案第12号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出をそれぞれ1,724万1,000円減額し、予算の総額を8,562万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本的収入及び支出にそれぞれ5,000万円を増額するものであります。

議案第14号から議案第27号までの14議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、これまで国が政令又は省令で定めていた基準等を、法律により委任された範囲で、地域の実情を踏まえて市が条例により定めることとなったため、関係条例を整備するものであります。

議案第14号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第15号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市小規模水道条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでありまして、道路法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてでありまして、道路法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第21号は、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてでありまして、公営

住宅法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第22号は、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第23号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第24号は、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法の一部改正及び福島復興再生特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、都市公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、旭市新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第29号は、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についてでありまして、様々な課題に適切に対応するため、事業管理者の病院長兼務を解くこととし、これに伴い、病院事業管理者の給与等について、新たに条例を制定するものであります。

議案第30号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院事業企業職員の定数について、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、外国語指導助手の報酬の上限額を引き上げるなど、所要の改

正を行うものであります。

議案第33号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公益的法人等へ派遣する職員に対して支給する給与について、一部、手当を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市国民健康保険直営滝郷診療所医師の採用に当たり、医療職の職員の給与等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、助成対象となる児童の年齢の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

議案第36号は、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これまで商工観光課で所管していた働く婦人の家を、商工労働関係施設から社会教育施設に転用し、生涯学習課が所管する市民会館と合わせて一括管理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、持家に係る住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第38号は、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定についてでありまして、福祉制度の変化に伴い、よりニーズの高い児童発達支援などの事業に重点的に財源を配分するため、心身障害児養育手当を廃止するものであります。

議案第39号は、旭市墓地条例を廃止する条例の制定についてでありまして、清滝にあります如来堂市営墓地を地元清滝区からの要望により経営移譲するため、条例を廃止するものであります。

議案第40号及び議案第41号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成25年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、石毛昭夫氏並びに林芳枝氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第42号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備等により8路線を認定、4路線を変更するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議案第43号及び議案第44号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市立干潟保育所及び旭市長熊釣堀センターの指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 日程第8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、別添でお配りしております平成25年度当初予算の概要でございますが、この資料は、先日開催されました全員協議会におきまして説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうをご用意いただきたいと思います。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら、主なものをご説明いたします。

1 ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を268億8,000万円と定めるもので、対前年度3億6,000万円、1.4%の増となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、第1表の歳入歳出予算であります、これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。表の1番目から8番目までは、例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係ります利子補給と損失補償について設定するものです。

下から2番目は、旭市土地開発公社に対する債務の保証を、一番下は、飯岡中学校改築事業について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページになります。

第3表の地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として30億7,030万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページの歳入になります。ここをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、扶養控除の見直しや景気の回復基調、本年度の決算見込み等から、対前年度9,796万9,000円、3.7%の増で、27億7,295万9,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、個人市民税と同様、景気の回復基調や本年度の決算見込み等から、対前年度5,716万円、12.6%の増で、5億953万9,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、家屋が増収見込みであります、償却資産の減収見込みにより、対前年度117万2,000円の減で、26億8,997万8,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度1,398万6,000円、10.1%の増で、1億5,191万3,000円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、24年度の決算見込みを考慮して、対前年度6,374万3,000円、14.4%の増で、5 億557万8,000円を見込みました。

15ページになります。

中ほどの、7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の土地・家屋の見込みに準じて、対前年度405万円、1.8%の増で、2 億3,455万9,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から 9 款地方交付税までにつきましては、予算編成時に地方財政計画が示されなかったことから、国の概算要求や24年度実績をベースに推計したものでございます。

1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度100万円、1.0%の減で、1 億200万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度800万円、3.2%の減で、2 億4,400万円を見込みました。

3 款の利子割交付金から 4 款配当割交付金、次の17ページですが、5 款株式等譲渡所得割交付金、これはそれぞれ前年度と同額を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金は、24年度実績をベースに推計し、対前年度3,000万円、4.4%の減で、6 億5,000万円を見込みました。

7 款自動車取得税交付金と 8 款地方特例交付金は、それぞれ前年度と同額でございます。

18ページをお願いいたします。

9 款地方交付税は、特別交付税の震災関連分を 2 億円の増と見込んだことから、交付税全体では、対前年度2.3%の増で、89億円を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金も、前年度と同額の1,200万円です。

11款分担金及び負担金は、合計が19ページの一番上になりますが、対前年度332万9,000円、0.5%の減で、7 億200万8,000円を見込みました。

その下にあります、12款 1 項使用料は、20ページの中ほどになりますが、商工使用料が長熊釣堀センターの指定管理者制度への移行に伴い廃目となったことから、合計では、対前年度2,122万3,000円、14.5%の減で、1 億2,530万円を見込みました。

2 項の手数料は、合計が21ページの中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の 2 億6,786 万円を見込みました。

その下の13款国庫支出金ですが、1 項 1 目民生費国庫負担金は、合計での減額は大きくありませんが、個別に見ますと、1 節社会福祉費国庫負担金の説明欄 2 番、障害者自立支援給

付費等負担金が、対前年度2,224万6,000円の増、2節児童福祉費国庫負担金の、これは22ページになりますが、説明欄の3番、児童手当負担金は、制度改正されたことに伴い、8,131万9,000円の減、3節生活保護費国庫負担金は、対前年度2,628万2,000円の増となっています。

2目衛生費国庫負担金、350万7,000円は新規で、権限委譲により未熟児に必要な医療を給付するための療育医療費負担金であります。

2項1目総務費国庫補助金も新規で、説明欄1番、市町村合併推進体制整備費補助金と、2番、東日本大震災復興交付金によるものです。

2目民生費国庫補助金は、大きな増減はございません。

23ページになります。

3目衛生費国庫補助金は、大きく増となっております。増の主な理由でございますが、2節清掃費国庫補助金の説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金が当初予算の中では新規になるものでございます。

4目土木費国庫補助金は、減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番、社会資本整備総合交付金と、前年度は3節として干潟駅周辺地区に係るまちづくり交付金があったことによるものです。

5目教育費国庫補助金は、減となっています。減の主な理由は、2節小学校費国庫補助金の説明欄1番、学校施設環境改善交付金が新規の計上ではありますが、3節中学校費国庫補助金の説明欄1番、学校施設環境改善交付金が大幅な減で、次の24ページですが、前年度に4節社会教育費国庫補助金で、史跡等購入費補助金があったことによるものでございます。

3項委託金は、前年度とほぼ同額の計上です。

25ページになります。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は増で、主な理由は、3節児童福祉費県負担金の説明欄2番、児童手当負担金が制度改正されたことに伴う負担率の変更によるものでございます。

2目衛生費県負担金は新規で、国庫負担金と同様、権限委譲に伴うものであります。

3目農林水産業費県負担金から5目県委譲事務交付金まで、大きな増減はありません。

26ページをお願いいたします。

2項1目総務費県補助金は新規で、説明欄1番、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金によるものです。

2目民生費県補助金は増で、3節児童福祉費県補助金の説明欄2番、子ども医療対策事業費補助金等の増によるものです。

27ページです。

3目衛生費県補助金は減となっております。減の主な理由は、前年度に子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金があったことによるものでございます。

4目労働費県補助金は減で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の減によるものです。

5目農林水産業費県補助金は大幅な減で、減の主な理由は、前年度にJAちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する強い農業づくり交付金があったことによるものです。

28ページになります。

7目土木費県補助金は減で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

29ページです。

9目教育費県補助金は増で、2節小学校費県補助金の説明欄1番、放課後児童対策事業費補助金の施設整備分の増によるものです。

3項1目総務費委託金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

30ページをお願いいたします。

この下のほうですが、15款財産収入についても、前年度とほぼ同額の計上となります。

32ページです。

16款の寄附金は、科目設定です。

33ページ、17款の繰入金になります。

2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度2億6,600万円減の、7,000万円を計上いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度2,919万7,000円減の、9,780万3,000円を計上いたしました。

3目地域振興基金繰入金は、対前年度2,250万円増の、3,750万円を計上しております。

34ページになります。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、新規で5億5,029万6,000円の繰り入れを予定しました。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を計上しております。

19款諸収入ですが、説明は53ページになります。

一番下の5項3目雑入でございます。1億7,280万2,000円の減となっています。主な理由は、前年度に、ふるさと市町村圏基金返還金があったことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では1億8,760万円の増となっています。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債が新規計上となっております。

2目民生債は、保育所統合整備事業債を計上したものです。

3目農林水産業債は、前年度とほぼ同額。

4目土木債は、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債が増でございますが、説明欄2番、旭中央病院アクセス道、3番、飯岡海上連絡道三川蛇園線、4番、南堀之内遊正線が減で、全体でも減の計上となりました。

5目消防債は、前年度に消防施設整備事業債、これは共同指令センターの関係ですけれども、これや、防災基盤整備事業債、これは津波避難タワー等があったことから減となっております。

6目教育債は増で、1節小学校債の小学校大規模改造事業債等によるものです。

38ページをお願いいたします。

7目臨時財政対策債は、前年度とほぼ同額の13億1,000万円を計上しております。

なお、これらの市債のうち、3目の農林水産業債以外は、合併特例債及び合併特例債と同様に交付税算入が70%以上となる起債を予定しておるものでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、前年度とほぼ同額の計上です。

次に、2款総務費ですが、44ページをお願いいたします。

1目一般管理費は減で、減の主な理由は、職員給与費によるものです。

少し飛びまして、51ページをお願いいたします。

2目人事管理費は減で、減の主な理由は、これは53ページになります。説明欄3番の一部事務組合負担金のうち、退職手当負担金で、勸奨退職者に対する特別負担金の減によるものがございます。

3目文書広報費は、前年度とほぼ同額の計上です。

55ページをお願いいたします。

4目財政管理費は大幅な増で、増の主な理由は、56ページの説明欄2番の災害復興基金積立金で、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金によるものです。

その下の説明欄3番の東日本大震災復興交付金基金積立金は、新規の計上となります。津波避難道路整備事業と災害に強い地域づくり事業によるものです。

5目会計管理費と、6目財産管理費は前年度とほぼ同額の計上です。

58ページをお願いいたします。

7目企画費は大幅な増で、この説明ですが、61ページの説明欄の一番下にあります道の駅施設整備事業、これによるものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

8目電子計算費は減で、減の主な理由は、64ページの説明欄2番の電子システム運用事業で、前年度に住基法改正に伴うシステム改修経費があったことによるものです。

66ページをお願いいたします。

9目交通安全対策費は減で、減の理由は、説明欄1番の交通安全対策関係職員給与費で、予算上の職員の張りつけ人数を3人から2人に減じたことによるものです。

67ページになります。

10目地域振興費は大幅な減で、減の主な理由は、69ページの説明欄の一番下、8番の地域振興基金積立金によるものです。

なお、上のページの説明欄5番の定住促進奨励金交付事業は新規で、新たに旭市へ転入し新築住宅の建設・購入または中古住宅を購入した方に、移住費用の一部として50万円を交付するものでございます。

70ページをお願いいたします。

11目諸費です。これは、前年度とほぼ同額の計上となります。

73ページでございます。

2項1目税務総務費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の税務関係職員給与費で、職員数の減によるものでございます。

74ページです。

2目賦課徴収費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の調査賦課事務費で、不動産鑑定委託料の増によるものです。

次に、79ページをお願いいたします。

ここから、4項3目参議院議員選挙費、それから、80ページの4目市長選挙費、82ページの5目市議会議員選挙費、83ページの6目東総用水土地改良区総代選挙費は、任期満了に伴う執行経費を計上したものでございます。

次に、3款民生費です。

少し飛びまして、92ページになります。

1項1目社会福祉総務費は減で、減の主な理由でございますが、94ページの説明欄5番の旭市社会福祉協議会助成事業で、派遣職員の人件費につきまして、旭市において支出する取り扱いとしたこと等から減となっております。

また、説明欄6番のあさひ健康福祉センター運営事業につきましても、開館日等の見直しに伴い、臨時雇い賃金等が減になるものでございます。

96ページです。

2目障害者福祉費は増で、この理由でございますが、100ページになります。説明欄11番の自立支援給付事業で、扶助費の増でございます。

次に、102ページです。

4目国民健康保険費は減で、主な理由は、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金で、その他繰出金の減が理由でございます。

105ページです。

2項2目後期高齢者医療費は増で、主な理由は、説明欄2番の広域連合負担金の増によるものです。

107ページをお願いいたします。

4目介護保険費は増で、主な理由は、108ページの説明欄3番になります。介護保険事業特別会計繰出金、これが増となったことによるものです。

3項1目児童福祉総務費は大幅な増で、増の主な理由は、110ページになります。説明欄7番の子ども医療費助成事業で、市単独事業分として中学3年生までの通院・調剤についても、医療費助成の対象として拡充したことによるものであります。

113ページをお願いいたします。

2目児童措置費は減で、減の主な理由は、昨年度までこの児童措置費で計上してありました障害児通所支援事業を、先ほどの1目児童福祉総務費へ組み替えたことによるものであります。

114ページになります。

4 目の保育所費は大幅な増で、この増の主な理由は、117ページの説明欄 5 番になります。
保育所統合整備事業の増でございます。

次に、4 款衛生費になります。

124ページになります。

1 項 1 目保健衛生総務費は増で、増の主な理由は、127ページになります。説明欄の 7 番、
飯岡保健センター管理費で、空調設備改修工事によるものです。

少し飛びまして、133ページをお願いいたします。

3 目母子保健費は増で、増の主な理由は、135ページの説明欄の 4 番、養育医療費給付事業で、権限委譲により平成25年 4 月から市町村事務となったもので、未熟児に必要な医療給付を行うものです。

135ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費は増で、増の主な理由は、説明欄 2 番、環境衛生事務費で、内容は次の
136ページにあります、19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の内訳としての、一般廃棄物処理事業特別会計分の増によるものです。

141ページをお願いいたします。

5 目公害対策費は増で、増の主な理由は、143ページ、この説明欄一番上の 4 番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業で、助成する期間を平成27年度まで 3 年間延長することとし、設置予定件数についても100件へ拡充するというものでございます。

2 項 1 目の塵芥処理費は増で、主な理由は、144ページの説明欄の 3 番、塵芥処理施設運営費の増、それから146ページ説明欄の一番下、4 番、災害廃棄物処理事業の、これは当初予算としては新規の計上となることから増となっております。

148ページをお願いいたします。

5 款労働費です。

これは、所管替えに伴いまして、働く婦人の家費を10款教育費へ組み替えたものでございます。

次に、6 款の農林水産業費です。

少し飛びまして、154ページになります。

1 項 3 目農業振興費は減で、減の主な理由は、前年度に J A ちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する、農業流通基盤強化支援事業の計上があったことによるものです。

161ページになります。

5目農地費は、前年度とほぼ同額。

それから、次に164ページ。

2項1目林業総務費は増となっております。増の主な理由は、165ページの説明欄の3番、減災林整備事業の新規の計上によるものです。

次に、7款商工費となります。

171ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は増で、増の主な理由は、173ページの説明欄の下のほうになります、7番の旭市特産品開発事業で、申請者数の増の見込みによるものです。

174ページです。

1項3目観光費は減で、減の主な理由は、前年度当初予算では、国民宿舎施設解体事業があったこと、それから、指定管理者制度へ移行される長熊釣堀センター管理費があったことによるものでございます。

なお、目は減でございますが、177ページの説明欄の4番、観光施設整備事業は新規の計上で、旧いおか荘を防災拠点及び観光拠点施設等として利活用するため、改修設計等を予定したものでございます。

次に、8款土木費です。

183ページになります。

2項2目道路維持費は減であります、国の平成24年度補正予算の対応として、4路線の道路舗装改修工事を前倒ししたことによるものであります。

185ページになります。

3目道路新設改良費、これは増で、説明欄の3番、蛇園南地区流末排水整備事業は大幅な増、187ページの一番下、説明欄7番の津波避難道路整備事業は新規の計上で、調査・設計を予定するものであります。

なお、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業、説明欄の5番、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、事業の進捗に伴い、工事費、用地購入費、補償補填等について減となっております。

また、説明欄6番、南堀之内バイパス整備事業は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

188ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費は、目の新規設定となります。橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、改修工

事を予定するものでございます。

190ページをお願いいたします。

3項2目街路費は、これは大幅な減で、減の主な理由は、191ページ、説明欄2番の街路整備事業、これは谷丁場遊正線ですが、これが減となったことによるものです。

192ページをお願いいたします。

4目公園費は、前年度とほぼ同額で、各公園の維持管理経費を計上するものです。

少し飛びまして、199ページをお願いいたします。

2目住宅建設支援費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の被災者住宅再建支援事業で、申請見込み数の減によるものです。

3目住宅建設費は、当初予算として新規の計上で、災害公営住宅整備に係ります外構工事費等を計上するものでございます。

次に、9款消防費です。

202ページをお願いいたします。

1項1日常備消防費は減で、減の主な理由は、205ページになります。説明欄6番の消防広域化・共同化基盤整備事業で、19節負担金の共同指令センター負担金と消防救急無線設備維持管理負担金は、ランニングコストとしての負担金でございますが、昨年度はこれら施設の整備費としての負担金があったため、それらがなくなり、減となったものです。

なお、上のページの説明欄4番、消防車両整備事業の11節需用費の修繕料は、はしご車のオーバーホールを行い、延命化を図ることとしたものでございます。

209ページをお願いいたします。

3目災害対策費は増です。説明欄2番の災害に強い地域づくり事業につきましては、避難誘導看板、津波高表示看板等の作製、また、津波避難タワー2基の設置や防災備蓄倉庫の整備を予定するものです。

211ページになります。

一番下の説明欄4番、市街地液状化対策事業は平成24年度・25年度の継続事業で、復興交付金事業として液状化対策の調査を予定しております。

次に、10款教育費です。

215ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は増で、増の主な理由は、24年度予算まであった3目教育情報センター費を統合したことによるもので、説明欄1番の教育委員会事務局関係職員給与費が増、219

ページの説明欄の11番、教育の情報化推進事業が新規となっております。教育情報センターに係る経費をここに計上したものでございます。

221ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は増で、増の主な理由は、223ページ、説明欄4番の小学校大規模改造事業で、嚶鳴小学校普通教室棟の老朽化対策工事を予定するものです。

224ページになります。

2目教育振興費は増で、増の主な理由は、説明欄の1番、小学校教育振興費の4節共済費及び7節賃金は新規で、学校図書館司書を小学校担当として2名、中学校費にはなりますが、中学校担当として1名、合計3名の配置を予定するものです。

226ページです。

説明欄6番、小学校教諭補助員配置事業で、新たに琴田小学校、萬歳小学校へ補助員を配置する予定となっています。中学校費においても、干潟中学校へ新たに配置を予定しておりますので、これで市内全小中学校への配置体制が整うものとなります。

227ページです。

説明欄8番、放課後児童クラブ室建設事業は新規で、放課後の家庭において保護を受けられない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えるため、嚶鳴小学校敷地に建設を予定しております。

228ページです。

3項1目学校管理費は大幅な増で、増の主な理由は、230ページになります。説明欄の4番、飯岡中学校改築事業で、改築工事費及び土地購入費等を計上しております。

なお、24年度予算で計上した事業費は、土地改良事業の遅延によりまして工事着手が見込めないことから、減額の補正予算を提案させていただいているところでございます。

231ページになります。

説明欄5番、中学校大規模改造事業は新規で、中学校3校の屋内運動場非構造部材の耐震点検を予定しております。

大きく飛びまして、260ページをお願いいたします。

5款の労働費で申し上げました、13目働く婦人の家費を所管替えに伴いまして、教育費へ組み替えたものでございます。

少し飛びまして、269ページになりますが、3目学校給食費は減で、減の主な理由は、前年度に学校給食センター統合改築事業として、厨房機器購入費等の計上があったことによる

ものです。

277ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費は、科目設定を基本としておりますが、3項1目の道路橋梁災害復旧費は私道整備助成金を、4項2目の社会教育施設災害復旧費は大原幽学遺跡の復旧工事費を、それぞれ計上したものでございます。

280ページをお願いいたします。

12款の公債費、これは元金、利子とも減となっております。

282ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、1項1目土地取得費は科目設定です。

2項1目水道事業公営企業費は、企業職員に係る児童手当の減。それから2目の病院事業公営企業費は減で、水道事業と同様に児童手当の交付税算入額等が減となる見込みであることから、繰出金が減となっております。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費です。4,000万円を計上させていただきました。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、287ページをお願いいたします。ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の288ページです。

2、一般職のうち、(1)の総括は一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度に比べて14人の減で、金額は合計で1億2,601万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページをお願いいたします。ここから296ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が26年度以降にわたるものについての支出予定額を記載しております。

最後に、297ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧いただきたいと思います。左から、23年度末の現在高で276億7,313万3,000円、その右が、24年度末現在高見込額、292億130万9,000円、その右が、25年度中の起債見込額で30億7,030万円、その右が、25年度中の元金償還見込額、25億9,598万6,000円です。一番右側が、25年

度末の現在高見込額で296億7,562万3,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長(林 俊介) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 石毛健一 登壇)

○保険年金課長(石毛健一) 議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は93億6,000万円、施設勘定は9,200万円と定めるものです。

第2条の一時借入金、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、最初に310ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は23億8,723万2,000円、前年度に対し2,269万3,000円、1.0%の増を見込みました。

内訳であります。309ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が22億8,258万6,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、そ

れと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億464万6,000円、これも退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割100分の6.5、資産割100分の30、均等割1万2,000円、平等割2万円、課税限度額は47万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の1.5、均等割1万2,000円、課税限度額は12万円です。

介護納付金の税率は、所得割100分の1.2、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

311ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で20億691万8,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を7,217万5,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので1,618万4,000円と見込みました。

2項1目財政調整交付金は、4億9,080万8,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

5款療養給付費等交付金は、2億5,890万8,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6款前期高齢者交付金は、10億6,957万5,000円を見込みました。これは前期高齢者、65歳から74歳までの加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付させるものでございます。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の7,217万5,000円を見込みました。

2目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,618万4,000円を見込みました。

313ページをお願いいたします。

2項1目県財政調整交付金は、5億7,273万4,000円を見込みました。

8款共同事業交付金は、12億1,082万8,000円を見込みました。これは、高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっ

ております。

314ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、7億5,623万7,000円を見込みました。これは、ルール分として3億623万7,000円及びその他繰入金として4億5,000万円であります。

2項1目財政調整基金繰入金は、3億8,000万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は、1,000万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,809万8,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

316ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険第三者納付金876万6,000円は、交通事故の治療費に係る国保立て替え分の納付金であります。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入ですが、年間600件、1,151万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、2,950万3,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、通信運搬費及び手数料の役務費として1,320万8,000円、レセプト点検や電算業務等の委託料として1,373万5,000円であります。

318ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、2,006万1,000円を見込みました。主に、通信運搬費409万6,000円と電算機保守委託料1,072万7,000円であります。

319ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計の欄は、321ページになります。51億4,223万2,000円、前年度に対し1億2,456万5,000円、2.5%の増を見込みました。1目一般被保険者療養費47億9,000万円が主なものでございます。

2項高額療養費は5億8,950万円、前年度に対し2,550万円、4.1%の減を見込みました。

1目一般被保険者高額療養費5億5,500万円が主なものでございます。

322ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金6,723万4,000円は、1 件当たり42万円で160件を見込みました。
323ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 900 万円は、1 件当たり 5 万円で 180 件を見込みました。

3 款後期高齢者支援金は、14億3,434万9,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者 1 人当たりの負担見込額に該当数を掛けて算出するものであります。

324ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、6 億9,873万1,000円を見込みました。これは国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第 2 号被保険者の納付金として、支払基金に納めるものであります。

325ページをお願いいたします。

7 款共同事業拠出金は、11億9,175万1,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が「80万円を超えるもの」の高額医療費共同事業拠出金及び「30万円を超え80万円まで」の保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものであります。

8 款保健事業費は、1 億1,526万4,000円を見込みました。主な事業として、説明欄 1、特定健康診査事業が7,759万3,000円、326ページをお願いいたします、説明欄 2、特定保健指導事業が259万円、説明欄 3、短期人間ドック事業が3,259万2,000円を見込みました。

328ページ及び329ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、1,721万8,000円を見込みました。

3 項 1 目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を国保会計を経由して繰り出すものであります。

330ページをお願いいたします。

12款予備費は、前年度に対し1,000万円減の3,000万円を見込みました。

331ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

333ページと334ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、335ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

335ページをお願いいたします。

1 款 1 項外来収入は、前年度に対し3,213万3,000円、84.9%増の6,996万2,000円を見込みました。これは、常勤医師の採用に伴う診療日の増による収入増を見込みました。

2 項 1 目諸検査等収入は、906万8,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康

診査料が主なものでございます。

337ページをお願いいたします。

6 款繰入金は、他会計繰入金として、一般会計より710万円及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

338ページをお願いいたします。

7 款繰越金は、500万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

339ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度に対し2,242万8,000円、93.8%増の4,634万5,000円を見込みました。常勤医師の採用に伴う職員給与費の増などによるものでございます。

飛びまして、342ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は、診療日の増に伴い、患者数の増を見込みまして、前年度に対し1,514万5,000円、57.7%増の4,140万円と見込むものであります。

344ページをお願いいたします。

7 款予備費は、300万円を見込みました。

345ページから348ページは、給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月7日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議されましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の349ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億6,800万円と定めるものであります。

次の350ページ、351ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は353ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

353ページと354ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

355ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3 億1,648万4,000円、前年度に対し1,880万1,000円、5.6%の減を見込みました。内訳としまして、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2 億3,741万2,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に7,712万7,000円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に194万5,000円であります。

これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きされる方法と普通徴収に分かれるものでございます。

保険料率ですが、前年度と同額で所得割が6.97%、均等割が3 万5,800円、また、賦課限度額が55万円であります。

また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9 割、8.5割、5 割、2 割の軽減措置がとられ、所得割でも5 割の軽減措置がとられております。

2 款繰入金は、一般会計から1 億4,377万5,000円、前年度に対し1,010万6,000円、7.6%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものでございます。

3 款繰越金は、500万円を見込みました。

356ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は、158万円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

357ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,274万2,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、236万9,000円を見込みました。

358ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は、4 億4,630万9,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

359ページをお願いいたします。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は、158万円を見込みました。これは、歳入の4 款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料

を還付するものであります。

4 款予備費は、500万円を見込みました。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第 4 号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の361ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を45億700万円と決めました。

第 2 条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の362ページから368ページまでは、説明を省略させていただきまして、369ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 8 億4,855万円で、保険料基準額は 5 万 1,600円、納付義務者数を 1 万7,702人と見込み、対前年度6.5%の増で見込みました。内訳は、1 節現年度分特別徴収保険料を現年度分の91.7%に当たる 7 億7,318万6,000円とし、2 節現年度分普通徴収保険料に7,030万3,000円、3 節過年度分普通徴収保険料に506万1,000円をそれぞれ見込みました。

2 款国庫支出金ですが、1 項 1 目介護給付費負担金は 7 億7,080万6,000円を、2 項 1 目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の6.31%、2 億7,643万9,000円を見込み、2 目地域支援事業交付金に1,818万6,000円をそれぞれ見込みました。

370ページになります。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億7,048万2,000円を、2 目地域支援事業支援交付金に269万7,000円を見込みました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 6 億5,301万1,000円、371ページになります、2 項 1 目地域支援事業交付金に909万2,000円を見込みました。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金は、5 億4,762万1,000円、2 目地域支援事業繰入金に1,396万6,000円、372ページになります、3 目介護保険事務費繰入金に、5,680万6,000円

をそれぞれ見込みました。

同じく、6款繰入金の2項1目介護保険準備基金繰入金3,500万円は、介護保険給付費準備基金から不足額を繰り入れるものでございます。

373ページになります。

8款2項2目雑入の434万円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、374ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で1,348万2,000円。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で354万9,000円。

375ページになります。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の開催を毎週2回、年96回と見込み、2,326万1,000円。

376ページになります。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,548万4,000円と見込み、それぞれ計上しました。

377ページの下段になります。

2款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は43億8,097万4,000円で、対前年度5.5%の増を見込みました。

1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、15億6,419万6,000円を計上しました。

378ページになります。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に7人、グループホームに45人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億8,932万5,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設に440人、老人保健施設206人、療養型医療施設3人の合計649人の利用を見込み、19億3,760万5,000円を計上しました。

379ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は、2億2,274万1,000円を見込みました。

380ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を200人と見込み、それぞれ計上しました。

381ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で352万7,000円を見込みました。

382ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は、7040万円を計上しました。

383ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、386万4,000円を計上しました。

384ページになります。

6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄になりますが、1 億7,978万6,000円を計上しました。

385ページになります。

5 款1項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、522万7,000円を計上しました。

386ページになります。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、438万円を見込みました。

387ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,242万9,000円を計上しました。

389ページになります。

3 項 1 目任意事業費は、2,663万1,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

392ページになります。

7 款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、393ページから397ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 加瀬喜久 登壇）

○下水道課長（加瀬喜久） 議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の399ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億3,300万円に定めるものです。対前年度1億2,600万円、20.8%の増であります。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金、最高額を2億円に定めるものです。

400ページから402ページの第1表、歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書で説明させていただきます。

403ページをお開きください。

第2表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、1億4,750万円を計上するものです。

405ページ、406ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

407ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は、2,397万5,000円で、対前年度122万1,000円、4.8%の減であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成24年3月までに供用を開始した184.5ヘクタールの区域で分割納付される方の25年度納付分と、平成25年3月末に新たに供用開始する口地区3.3ヘクタールの受益者負担金を推定し計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は9,472万5,000円で、対前年度965万9,000円、11.4%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、平成24年度の実績及び旭中央病院の増加分と汚水処理量全体の増加をもとに推定して計上しました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は5,380万円で、対前年度3,730万円、226.1%の増であります。これは建設事業で、国道部分を含む面整備が前年度より増によるものであります。

408ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 3 億 6,284 万 4,000 円で、対前年度 268 万 2,000 円、0.7% の増で計上しました。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 5,000 万円で、前年度と同額で計上しました。

409 ページをお開きください。

8 款市債、1 項 1 目下水道債は 1 億 4,750 万円で、対前年度 7,770 万円、111.3% の増であります。これは国庫補助金同様、建設事業費の増によるものです。

以上で、歳入の説明は終わります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

411 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、説明欄 3 の下水道普及促進費、8 節報償費の報償金は 45 万 5,000 円で、受益者負担金の前納報奨金であります。

413 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は 1 億 7,673 万 9,000 円で、対前年度 1,133 万 4,000 円、6.9% の増であります。汚水処理量の増加に伴う消耗品費、光熱水費、汚泥等運搬処理委託料の増加、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などによるものであります。

415 ページをお開きください。

2 款事業費、2 項 1 目工事費は 2 億 363 万 7,000 円で、対年度 1 億 1,439 万 1,000 円、128.2% の増であります。増加の主な理由は、面整備工事が主な工事となる事業費で、国道部分を含む整備面積の増加によるものであります。

説明欄 1 の下水道建設事業、13 節委託料 9,251 万 2,000 円の内容は、調査・設計委託料で、浄化センター再構築基本設計策定業務委託料 800 万円と面整備等委託料 8,451 万 2,000 円は、ニ地先、国道 126 号線マツモトキヨシの交差点から小僧寿司間の面整備であります。

15 節工事請負費の管渠工事は 9,370 万 2,000 円で、ニ地先 5.0 ヘクタールの国道部分を除いた周辺の面整備工事と、24 年度に面整備工事を実施しましたロ地区、J A ちばみどり北側の舗装本復旧工事を予定しております。

416 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 1 億 8,789 万円で、対前年度 907 万 3,000 円、5.1% の増であります。

1 項 2 目利子は 9,258 万 5,000 円で、対前年度 372 万 5,000 円、3.9% の減であります。これは、償還利子の利率の変更によるものであります。

以上で、歳出の説明は終わります。

続きまして、418ページから422ページは、職員の給与費明細書です。

最後になりますが、423ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成25年度末の現在高見込額は、43億6,400万8,000円となる見込みであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の425ページをご覧ください。

第1条でございます。平成25年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300万円と定めるものでございます。対前年度100万円、1.9%の増となっております。

次に、426ページから430ページまでは、申し訳ございませんが、省略をさせていただきたいと思います。

431ページのほうをご覧くださいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は、新規加入2件を見込みまして84万円、対前年度84万円、50%の減でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は、1,555万8,000円で、対前年度37万3,000円、2.5%の増で見込みました。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上させていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、対前年度46万7,000円、1.5%の増で、3,059万9,000円を見込んだものでございます。財源不足分を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款繰越金につきましては、600万円を見込みました。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入につきましては、それぞれ存目でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

433ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、本事業にかかわります職員の人件費及び管理経費926万7,000円で、対前年度11万円、0.1%の増でございます。

434ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目維持管理費でございますが、2,241万7,000円で、対前年度183万8,000円、8.9%の増を見込みました。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,482万1,000円で、主なものにつきましては、光熱水費543万6,000円、修繕料578万6,000円、それと委託料でございますが、施設維持管理委託料として274万8,000円を見込んだものでございます。

続きまして、説明欄 2 番、琴田地区排水施設維持管理費につきましては、759万6,000円を見込みました。主なものとしたしましては、江ヶ崎地区と同様で光熱水費178万2,000円、修繕料298万2,000円、施設の維持管理委託料として213万円を見込んだものでございます。

436ページをお開きください。

2 目資源循環事業費、これにつきましては、汚泥の処理費用を56万2,000円、見込んだものでございます。

続きまして、437ページをご覧いただきたいと思います。

3 款公債費、1 目元金1,428万円、2 目利子483万4,000円をそれぞれ償還するものでございます。

以上で、歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

438ページからは、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

442ページをご覧いただきたいと思います。

地方債の現在高に関する調書でございますが、本年度末、25年度末の現在高見込額が2億4,328万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） それでは議案第 7 号、平成25年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を1万9,296件、年間給水量を593万4,556立方メートルとし、一日平均給水量は1万6,259立方メートルと予定をいたしました。

（2）主要な建設改良事業でございますけれども、配水管布設工事に7,163万5,000円を予定いたしました。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、次の2ページをお開きください。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。内容につきましては、5ページの実施計画によりご説明いたします。

次は3ページをご覧ください。

第5条は、企業債であり、配水管整備事業として480万円、水道施設機械装置整備事業として390万円を借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第9条は、たな卸資産の購入限度額を543万1,000円と定めるもので、これは量水器（水道メーター）及び材料の購入費でございます。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成25年度旭市水道事業会計予算実施計画です。

収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億1,140万2,000円で、前年度に比べて4,013万4,000円、2.6%の減を予定いたしました。

1項営業収益は15億1,043万1,000円で、主なものは、1目給水収益15億360万8,000円の水道料金であります。有収水量を563万7,829立方メートルと見込みました。

3目その他営業収益は682万2,000円で、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料でございます。

2項営業外収益は、97万1,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2目他会計補助金の96万円で、企業職員の子ども手当に要する費用としての一般会計補助金でございます。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億2,977万7,000円で、前年度に比べて1,147万

4,000円、0.8%の減を予定いたしました。

1項営業費用は、13億7,752万4,000円で、主なものは、1目原水及び浄水費8億3,459万8,000円の受水費で、次に少し飛びまして、5目の固定資産の減価償却費2億3,409万2,000円などで、それぞれ各項目の予定額は記載のとおりでございます。

2項営業外費用は、4,023万7,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及び取扱諸費2,152万7,000円、2目消費税及び地方消費税1,871万円となっております。

3項特別損失は、過年度損益修正損の201万6,000円、4項は予備費の1,000万円を予定いたしました。

次のページは、資本的収入及び支出です。

収入の部でございますけれども、1款資本的収入で1億2,769万6,000円、前年度に比べて8,085万1,000円、172.6%増を予定いたしました。

1項1目企業債は、水道施設機械装置整備等に充てる水道事業債で、2項1目負担金は、消火栓新設にかかる一般会計からの負担金及び配水管布設等にかかる工事負担金、3項1目給水申込納付金は、水道加入申込金となっており、それぞれの予定額の記載のとおりでございます。

支出の部は、1款資本的支出3億472万円で、前年度に比べて1億7,320万8,000円、36.2%の減を予定いたしました。

1項建設改良費は、1億6,859万7,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2目改良工事費は配水管の切廻し工事費、3目固定資産取得費は干潟配水場高区圧力タンクの更新などとなっております。予定額は記載のとおりでございます。

2項1目は企業債の償還元金で1億2,612万3,000円、3項1目は予備費1,000万円を予定しております。

大変恐れ入りますけれども、2ページに戻らせていただきます。

第4条の中ほどの括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額1億7,702万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額408万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,294万2,000円で補填いたします。

次に戻りまして、8ページをお開きください。

この表につきましては、平成25年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、7億4,055万3,000円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の9ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは、一般会計の職員と同じでございます。

14ページから16ページにつきましては、平成25年度末の予定貸借対照表となっております。16ページをお開きください。

6、剰余金、(2)の利益剰余金でございますけれども、当年度純利益が7,728万4,000円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で、1億8,366万1,000円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

次に、17ページから21ページにつきましては、平成24年度の予定損益計算書及び平成24年度末の予定貸借対照表でございます。

21ページをお開きください。

6、剰余金、(2)利益剰余金ですけれども、当年度純利益の1億637万7,000円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第7号についての補足説明を終了させていただきます。

先ほど、3ページの第5条で、企業債への限度額を3,903円と誤って説明をいたしましたので、正しくは3,900万円でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の(1)事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数28万700人、ロ、外来患者数75万4,800人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数3万3,940人、ロ、通所者数6,680人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数1万7,150人、ロ、短期入所者数が830人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,250人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所

者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数5,110人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,460人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画ですが、①工事費8億5,939万3,000円は、再整備解体工事に伴う外構工事、医師宿舎建設工事等を予定いたしました。②資本的購入費23億7,520万1,000円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費等を予定いたしました。

3、職員計画は1,910人であります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を記載しております。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。実施計画によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきましては、1款病院事業収益は360億8,786万1,000円を予定いたしました。

1項医業収益は、321億9,155万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は169億4,942万8,000円、2目外来収益は142億5,062万6,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、24年4月以降の患者数の実績及び単価をベースとして算出いたしました。

2項医業外収益は、26億8,745万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金3億3,505万8,000円は、臨床研修費補助金、香取海匝地域自治体病院支援事業補助金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金19億8,301万6,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,441万8,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,751万9,000円が繰り入れ予定であり、繰入金の合計は21億4,235万5,000円を予定しております。

次の8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億7,902万6,000円は、看護学生195人の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4項介護老人保健施設事業収益5億4,944万円は、入所者、通所者の介護料などでありま

す。

5項養護老人ホーム事業収益1億4,174万8,000円は、老人保健措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,821万7,000円は、入所者の介護料などであります。

7項ケアハウス事業収益6,680万9,000円は、入所者の使用料、繰入金などであります。

8項訪問看護ステーション事業収益4,930万9,000円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9項グループホーム・ケアホーム事業収益430万1,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料等であります。

次に、支出であります。9ページをお開きください。

1款病院事業費用は、360億283万4,000円を予定いたしました。

1項医業費用は、324億4,778万8,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費143億7,504万8,000円は、病院職員に係る給与費であります。2目材料費106億7,809万8,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費41億7,364万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は29億5,788万5,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は、18億9,681万9,000円であります。主な内訳であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費5億6,409万1,000円、2目雑損失5億4,250万2,000円、3目繰延勘定償却7億5,446万6,000円などあります。

10ページをお開きください。

3項看護師確保対策事業費3億1,399万9,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

4項介護老人保健施設事業費用は5億5,812万7,000円、5項養護老人ホーム事業費用は1億3,833万3,000円、6項特別養護老人ホーム事業費用は2億4,066万3,000円、7項ケアハウス事業費用は6,867万1,000円、8項訪問看護ステーション事業費用は4,676万2,000円、9項グループホーム・ケアホーム事業費用は1,631万2,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。

10項特別損失2億7,536万円は、24年度に安全面を考慮し、25年度に先送りした旧病棟の解体工事費及び薄価を予定いたしました。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1款資本的収入は、10億7,392万6,000円を予定いたしました。

1項1目企業債8億円は、放射線治療機器整備事業、病院情報システム設備整備事業に係る企業債借入であります。

2項1目補助金2億7,287万6,000円は、先端的放射線治療機器設備整備、香取海浜地域自治体病院支援事業補助金等であります。

支出ですが、1款資本的支出は、43億7,352万3,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は、32億3,459万4,000円を予定しております。そのうち、1目工事費8億5,939万3,000円は、再整備解体工事に伴う外構工事、医師宿舍建設工事等を予定したものであります。

また、2目資産購入費23億7,520万1,000円は、病院情報システム機器、医療機器の購入やソフト開発費などであります。

2項1目企業債償還金は、11億3,892万8,000円であります。

ここで、次に4ページに戻らせていただきます。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入10億7,392万6,000円、資本的支出43億7,352万3,000円により生ずる不足額32億9,959万7,000円を、損益勘定留保資金などで補填しようとするものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。病院情報システム設備整備事業、総額15億7,500万円は、平成24年度から25年度まで2か年の継続事業として予定したもので、平成25年度の年割額は、5億2,500万円であります。

また、医師宿舍建設工事は、平成25年度から26年度の継続事業として、総額19億9,951万5,000円を予定しております。平成25年度の年割額は4億5,496万5,000円、平成26年度は15億4,455万円であります。

第6条は、企業債について定めるもので、病院情報システム設備整備事業として3億円、医療機器整備事業として5億円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、イメージガイド放射線治療装置など18件を予定いたしました。

次に、13ページをお開きください。

平成25年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差引残高を77億6,000万円余りと予定いたしました。

次の14ページからは、平成25年度予定貸借対照表であります。18ページの下から5行目のハ、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて1億662万7,015円となる見込みであります。

以下、19ページからは平成24年度予定損益計算書、22ページからは平成24年度予定貸借対照表となっております。その後、25ページからは給与費明細書、34ページからは実施計画内訳書、47ページからは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時25分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加藤正彦 登壇）

○財政課長（加藤正彦） 議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第6号）になります。補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,400万円を追加し、予算の総額を296億300万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど各表でご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でございますので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業として7事業を追加するとともに、下段の表のとおり4事業につきまして、金額を変更するものでございます。

なお、これらのうち、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策としての、平成24年度補正予算に係る事業を申し上げます。上段の追加のうち、一番上の2款総務費の旭駅バリアフリー施設整備事業と、上から5番目の消防費の災害に強い地域づくり事業を除く5つの事業、それから、下段の変更のうち、一番下の10款教育費の小学校大規模改造事業の合計6事業でございます。

6ページになります。

第3表の債務負担行為補正です。飯岡中学校改築事業に係る変更でございまして、当初予算の補足説明でも申し上げましたが、土地改良事業の遅延によりまして工事着手が見込めないということから、歳出予算及び歳出予算に基づく債務負担行為につきまして、その全額を減額いたしまして、当初予算に改めて再計上させていただくものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正です。上の表の追加の2事業は、国の補正予算により25年度から24年度に前倒しして実施するため、追加するものでございます。下の表の変更のうち、上から3番目の消防施設整備事業及び下から2番目の小学校大規模改造事業につきましても、増額分は、国の補正予算による前倒しに係るものであります。その他のもの、事業費の確定や財源の変更により、起債の限度額を変更するということでございます。

次に、歳入につきまして、順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税、4億8,734万1,000円の追加は、留保しておりました普通交付税の全額を今回の補正財源として計上したものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、506万9,000円の追加は、国保会計繰出金に係る保険基盤

安定負担金の確定、私立保育所に係る児童数の増に伴う保育所運営費負担金です。

2項3目土木費国庫補助金、5,884万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

4目教育費国庫補助金、688万4,000円の減は、2節小学校費国庫補助金が、国の補正予算による前倒し事業分として増、3節の中学校費国庫補助金は、飯岡中学校の未執行に伴う減ということでございます。

12ページになります。

5目消防費国庫補助金、523万6,000円の追加は、耐震性貯水槽設置に係る、国の補正予算に係る前倒し分です。

7目総務費国庫補助金、3億5,111万6,000円の追加は、飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定と、説明欄2番、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、これは国の補正予算による前倒し分です。

14款1項1目民生費県負担金、938万7,000円の増は、国庫負担金と同様の理由によるものでございます。

2項4目農林水産業費県補助金、1億78万5,000円の減、これは認定農業者やJAちばみどりが実施する事業費の確定に伴う減となります。

13ページです。

8目教育費県補助金、543万5,000円の増は、大原幽学遺跡に係ります文化財保存事業が補助対象になったことによるものです。

16款1項1目一般寄附金、1,199万9,000円の追加は、災害見舞金としての篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金は、平成23年度の保険給付費負担金等の精算分を繰り入れるものでございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額2億3,799万9,000円を全て減額するものでございます。

2項2目災害復興基金繰入金の減は、農業集落排水事業の事業費の確定に伴うものでございます。

次に、14ページになります。

18款1項1目繰越金、1億3,253万1,000円の追加は、今回の補正財源として必要な額を計上いたしました。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明いたしましたが、国の補正予算や事業費の確定等により起債額を変更するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして主な補正内容を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金でございます。

4目財政管理費、3億2,741万5,000円の追加は、災害復興基金への篤志寄附、それから東日本大震災復興交付金基金へ、それから飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定額を積み立てるものでございます。

11目諸費、2,820万3,000円の追加は、生活保護費や障害者自立支援給付費等国庫負担金などの返還金でございます。

3款1項4目国民健康保険費、3,932万5,000円の減は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、17ページになりますが、保険基盤安定繰出金等ルール分の確定、それから決算収支見込みの中で、その他繰出金を減額するものでございます。

3項4目保育所費、619万4,000円の追加は、保育所運営費で管外保育委託料と私立保育所の運営委託料でございます。

6款1項3目農業振興費、1億1,194万6,000円の減、これは説明欄1番、園芸生産強化支援事業、それから18ページの説明欄2番、農業流通基盤強化支援事業でありまして、認定農業者、それからJAちばみどりが実施する事業費の確定に伴うものでございます。

5目農地費、7,064万3,000円の減は、経営体育成基盤整備事業等について、負担金が減となったことによるものでございます。

19ページになります。

3項1目水産業総務費、610万円の追加は漁港改修事業で、震災で被災したいいおかみなと公園の展望施設等の復旧に係ります負担金でございます。

8款2項2目道路維持費、6,200万円の追加は、国の補正予算による前倒しとして、市役所前通り、琴田小学校周辺、広域農道、大原幽学周辺の舗装改修工事を予定するものでございます。

3目道路新設改良費、1億1,200万円の減は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業で、地権者との調整に時間を要するため、用地購入費等を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

3項4目公園費、2,650万2,000円の追加は、県立東部図書館北側駐車場と文化の杜公園の間の仁玉川にかける歩道橋設置工事で、国の補正予算による前倒しとして計上したものでございます。

4項3目住宅建設費、5,820万円の追加は、災害公営住宅整備事業で、整備戸数を当初予定した30戸から33戸へ増やすこと、それからくい打ち工事等の追加等による増額でございます。

21ページです。

9款1項1目常備消防費、1,211万7,000円の追加は、消防施設整備事業で、国の補正予算による前倒しとして、耐震性防火水槽2基の設置を予定しております。

10款2項1目学校管理費、1億452万4,000円の追加も国の補正予算に係るもので、小学校大規模改造事業として、富浦小学校、三川小学校の屋内運動場と、飯岡小学校の東教室棟の防災機能強化工事を予定しております。

3項1目学校管理費で、3億5,517万8,000円の減は、飯岡中学校改築事業で第3表の債務負担行為補正で説明したとおりでございます。

22ページになります。

4項13目働く婦人の家費、4,520万3,000円の追加も国の補正予算に係るもので、耐震改修工事等を予定させていただきました。

13款2項1目水道事業公営企業費、2,663万4,000円の追加につきましても、国の補正予算に係るもので、水道事業会計が実施する干潟地区配水管敷設替工事について出資するものでございます。

最後に24ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書となっております。事業費の確定等により、平成24年度の起債額を2億8,740万円減額するもので、これにより平成24年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、292億130万9,000円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億7,800万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括になっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は、一部負担金の免除額の増に伴い、2,012万7,000円を増額するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、交付額の決定に伴い、7,850万1,000円増額するものであります。

8ページをお願いいたします。

10款1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより保険基盤安定繰入金を1,307万7,000円、出産育児一時金等繰入金を420万円、財政安定化支援事業繰入金を88万4,000円増額する一方、職員給与費等繰入金を748万6,000円、その他一般会計繰入金を5,000万円減額するもので、合計で3,932万5,000円を減額とするものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、療養給付費等交付金の増及び前年度繰越金の留保分などにより、基金の取り崩しが必要なくなったため、1億6,700万円を減額するものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分9,164万円を計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

12款3項1目特定健康診査等受託収入は、後期高齢者の受検者数の確定に伴い、308万3,000円を減額するものであります。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、電算システム改修に係る委託料の確定に伴いまして、748万6,000円を減額するものであります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、災害に伴う一部負担金の減免額の増により4,008万2,000円増額し、47億4,326万4,000円とするものがあります。これにより、災害減免額は9月補正分を含めまして、9,326万4,000円となるものと見込んでおります。

1 項 3 目一般被保険者療養費は、当初見込みほどの伸びが見られないことから、700万円減額するものであります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、当初見込みを下回ることから、4,000万円減額するものであります。

11ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金は、出産件数が当初見込みを上回ることから、615万3,000円を増額するものであります。

8 款 1 項 1 目保健事業費は、特定健康診査の今年度の受診実績などにより1,444万1,000円減額するものであります。

12ページをお願いいたします。

11 款 1 項 3 目償還金は、過年度において交付された療養給付費等負担金に係る返還金として、355万2,000円を増額するものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億600万円とするものです。

飛びまして、7ページをお開きください。

歳入で、2 款国庫支出金ですが、2 項 1 目 1 節の特別調整交付金は、1,150万8,000円を計上したもので、被災者に対する介護保険料の減免と介護サービス利用者自己負担額の減免に対する特別調整交付金として、国が財政支援することになっていることによるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金は、1,349万2,000円を追加し、1,349万3,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8 ページになります。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、3万3,000円を追加し、3万4,000円とするもので、基金の利息を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は、2,496万7,000円を追加し、2,642万6,000円とするもので、平成23年度保険給付費等の確定による国、県、支払基金及び市への交付金等の返還金でございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,724万1,000円を減額し、予算の総額を8,562万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正でございますが、第2表で説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、この表にございますように、入札の結果によりまして執行残が出ましたもので、減額とさせていただくものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

一般会計からの繰入金を、1,724万1,000円減額するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款1項1目の維持管理費につきましては、繰越明許費で申し上げましたが、管路網図の委託料、それと実施設計の委託料、それぞれ入札によりまして執行残が出ましたもので、1,724万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） 議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策により元氣臨時交付金が特別措置されることに伴い、配

水管の耐震化整備を行うための補正を行うものでございます。

補正予算の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規定でございます。

第2条では、資本的収入及び支出の補正額を記載してあります。内容につきましては3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

第3条は、企業債について起債の目的や限度額などを定めるものであり、配水管整備事業として670万円を借り入れるものでございます。

次は3ページをご覧ください。

平成24年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

資本的収入の部ですが、1款資本的収入は、既決予定額4,684万5,000円に、5,000万円を増額し、補正後の予定額を9,684万5,000円とするものであります。この内訳でございますけれども、干潟地区配水管を耐震管に布設替えを行うため、その工事の財源として、3項1目企業債670万円、4項1目出資金で2,663万4,000円、これは元金臨時交付金の対象事業として一般会計から出資されるものでございます。

5項1目補助金は国庫補助金であり、補助率は工事費の3分の1で、1,666万6,000円となります。

次に、支出の部でございますけれども、1款資本的支出は、既決予定額4億7,792万8,000円に、5,000万円を増額して、補正後の予定額を5億2,792万8,000円とするものであります。この内訳は、1項2目改良工事費で5,000万円の増額であり、干潟地区配水管を耐震管に布設替えを行うための工事であります。この補正予算については、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度へ繰り越しを行う予定でございます。

次に、4ページをお開きください。

平成24年度旭市水道事業会計補正予算資金計画であります。一番右側の下になりますけれども、年度末の差し引き現金残高を5億8,471万2,000円と予定するものでございます。

次に、5ページから7ページまでは、平成24年度末の予定貸借対照表でございます。

以上で、議案第13号について補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第15号、議案第16号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、従前は厚生労働省令に基づき定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきまして、介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定めることになったことから、今回、本条例を制定するものでございます。

これまで介護保険法の中で、本基準は厚生労働省令で定めるとされていたものが、市町村の条例で定めるに改正されたことによるものでございます。

この内容につきましては、これまで厚生労働省令で定められていた基準とほぼ同じものでございますが、一部分だけ千葉県基準に準じて市の独自基準として定めております。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをご覧ください。

ここに目次が載っておりますが、第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から順番に、第9章の複合型サービスの8つのサービスの種類がございます。この地域密着型サービスは、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、これらのサービスは介護認定されました方の中で、要介護度1から要介護度5までの方が利用できるサービスでございます。

地域密着型サービスの事業者として、これらのサービスを提供する場合には、この基準に基づいて行う決まりとなっており、それぞれのサービスごとに、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを定めたものでございます。

2 ページをお願いします。

第1章は総則で、本基準の制定及び定義等について規定するものでございます。

3 ページをお願いします。

第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございますが、このサービスは、訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話や、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時利用者またはその家族等からの通報を受け、通報内容等をもとに相談援助または訪問介護員等の訪問もしくは看護師による対応の要否等を判断し、訪問介護員等が居宅を訪問して行うサービスです。

第1節の基本方針では、サービスの内容とその目的等を定めております。

次の4ページ、第6条からになりますが、第2節、人員に関する基準では、サービスを提

供する従業者の員数や職種、管理者の配置等を定めております。

7 ページをお願いします。

第8条になりますが、第3節、設備に関する基準では、事業所の広さや必要な備品等を定めております。入居等のあるサービスでは、この設備基準のところで、居室の定員や食堂、浴室などを設けることなどが決められています。

次に、8 ページをお願いします。

第9条からになりますが、第4節、運営に関する基準では、運営規程や勤務体制、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供すること、サービス提供の記録をすること、利用料の受領、管理者の責務など、運営の内容について定めております。

次に、20ページをお願いします。

下のほうになりますが、第3章、夜間対応型訪問介護でございますが、以下基本的な内容につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の説明と同様でございますので、ここからは、サービスの説明と、このサービスの内容がどこに定めてあるかを申し上げて、説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

夜間対応型訪問介護は、夜間において定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものです。このサービスの基本方針、人員、設備、運営に関する基準を、第45条から26ページの第59条まで定めております。

次に、26ページをお願いします。

第4章、認知症対応型通所介護は、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である者について、施設に通わせ、日常生活の世話及び機能訓練等を行うサービスです。このサービスの基準を第60条から35ページの第80条まで定めております。

次に、35ページをお願いいたします。

第5章、小規模多機能型居宅介護は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の3つのサービスを一つの事業所で行うものであります。このサービスの基準を第81条から47ページの第108条まで定めております。

次に、47ページをお願いします。

第6章、認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民

との交流のもとで、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。このサービスの基準を第109条から55ページの第128条までで定めております。

次に、55ページをお願いします。

第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、日常生活上または療養上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。このサービスの基準を第129条から64ページの第149条まで定めております。

次に、64ページをお願いします。

一番下のほうになりますが、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を特別養護老人ホームで提供するサービスです。このサービスの基準を第150条から84ページの第189条まで定めております。

次に、85ページをお願いします。

第9章、複合型サービスは、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じて短期入所生活介護や訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスで、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたものです。このサービスの基準を第190条から92ページの第202条までで定めております。

次に、92ページをお願いいたします。

第203条は法に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることについて規定するものでございます。附則の施行期日でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例も、介護保険法の一部改正に伴い、これまで介護保険法の中で、本基準は厚生労働省令で定めるとされていたものが、市町村の条例で定めるに改正されたことから、今回、本条例を制定するものでございます。

この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定められていた基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

目次でございますが、地域密着型介護予防サービスは、第2章の介護予防認知症対応型通所介護から第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護の3つのサービスの種類がございます。

この地域密着型介護予防サービスも、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、介護認定されました方の中で、要支援1と要支援2の方が利用できるサービスでございます。

また、先ほどの議案第14号の介護の基準と同じで、それぞれに基本方針等の基準を定め、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めてあるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護でございますが、基本的な内容につきましては、先ほどの議案第14号、介護の基準で申し上げました説明と同様でございますので、同じくサービスの説明と、このサービスの内容がどこに定めてあるかを申し上げて、説明に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者であって、認知症である者の介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。このサービスの基本方針、人員、設備、運営に関する基準を第4条から23ページの第42条まで定めております。

次に、23ページをお願いします。

下のほうになりますが、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の3つのサービスを一つの事業所で行うもので、自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の支援等を行うサービスです。このサービスの基準を第43条から42ページの第69条まで定めております。

次に、42ページをお願いします。

第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居において、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。このサービスの基準を第70条から53ページの第90条まで定めております。

次に、53ページをお願いいたします。

第91条は、法に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることについて規定するものでございます。54ページの附則の施行期日でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、事業者等の指定に関する基準を定める条例でございまして、本議案も地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、介護保険法の一部が改正され、介護保険法で定められていた本基準が、市町村の条例で定めると改正されたことから、本条例を制定するものでございます。

これまで介護保険法で定められていた本基準が、市町村の条例で定める数及び市町村の条例で定める者に改正されたことによるものでございます。

本条例の第1条は趣旨で、第2条は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を29人以下と定めるものでございます。第3条は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を、法人とするものでございます。

これらの内容につきましては、これまで法律で定められていた基準と同じものでございます。附則の施行期日ですが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第39号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 大木多可志 登壇）

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国の第2次一括法におきまして水道法が一部改正され、平成25年4月1日から専用水道及び簡易専用水道に係る権限は、千葉県から市に移譲されることになります。この権限委譲に伴いまして、今まで千葉県が行っていた水道法の規制対象とならない小規模水道等の衛生対策に係る事務について、今後は市が一体的に行うことから、新たに当該事務に関する条例の制定を行うものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術責任者の資格を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましても、国の第2次一括法におきまして、水道法の一部改正に伴い、水道技術責任者の資格についての基準に関する規定を、水道政令で定める基準を参酌して、地方

自治体が条例で定めることとなったことから、今回、制定を行うものであります。

なお、本市が設置します専用水道は旭中央病院に2か所あります。旭中央病院が、この条例の適用になるものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、飛びまして、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましても、国の第2次一括法におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、技術管理者についての資格基準に関する規定を、環境省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定めることとなったことから、今回、所要の改正を行うものであります。

なお、本市で設置する一般廃棄物処理施設は、旭市クリーンセンター関連の5施設がございます。技術管理者資格者を設置しておりますが、この条例の改正による技術管理者資格者の変更は、特にございません。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

続きまして、やはり飛びまして、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、海上地区の清滝にあります如来堂市営墓地を地元からの要望により、平成25年4月1日付、清滝区へ経営移譲するため、旭市墓地条例を廃止するものであります。

この如来堂市営墓地は、墓地発祥時から地元区の管理組合で管理されていた共同墓地であり、墓地用地の一部を国から譲与を受けるため、昭和60年から旧海上町町営墓地として、千葉県から経営許可を得て、現在の市営墓地に至ったものでございます。

そのような中、平成24年10月23日付で、清滝区長から如来堂市営墓地の経営移譲を受けたい旨の要望書が提出され、協議した結果、この墓地の経緯から地元へ移譲することが望ましいという結論に達し、新年度の4月1日から清滝区へ墓地の経営を移譲することとしたものです。

なお、墓地用地の所有権は市名義のままとし、旭市と清滝区において墓地用地の使用貸借契約を締結する予定であります。

以上で、議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第42号について、建設課長、登壇してください。

(建設課長 北村豪輔 登壇)

○建設課長（北村豪輔） 議案第19号、議案第20号、議案第42号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について申し上げます。

本議案は、地方主権一括法により道路法が改正され、これまでの政令により規定されていた市町村道の構造の技術的基準を、国の基準を参酌して、当該道路の管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案も地域主権一括法により、道路法が改正され、これまで内閣府国土交通省令により規定されていた、市町村道に設置する道路標識のうち、案内標識、警戒標識及びこれらに附置される補助標識の寸法は、国の基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

最後になりますが、少し飛びます。議案第42号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

認定する8路線は、道路整備事業等に伴う8路線であります。変更する4路線は、道路整備事業等に伴い、既存の路線を組み換えた2路線と、認定区間を延長する2路線であります。

以上で、議案第42号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第21号、議案第25号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これも、先ほど来、お話の出ております一括法の施行に伴いまして制定するものでございます。従前は公営住宅等整備基準、これは建設省令なんですけれども、それにより全国一律に定められていた公営住宅等の整備に関する基準につきまして、市営住宅及び共同施設についての整備に関する基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定

めることになったことから、今回条例制定するものでございます。

内容を簡単に申し上げれば、第1条は趣旨、それから第2条から第5条は、環境等の配慮や利便性を考慮した位置選定について、第6条は敷地及び地盤関係、第7条から第10条は住戸等の基準で、1戸の最低床面積及び必要設備等、それから第11条から第16条は、共用部分や附帯設備等の配慮等を規定しておるものでございます。

施行日は、平成25年4月1日を予定しております。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第25号でございます。旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも一括法の施行に伴いまして、従前は公営住宅の入居者の収入基準について、公営住宅法第23条第2号の規定によりまして、全国一律で定められておりました。これも収入基準の規定を地方自治体が条例で定めることになったことから、今回所要の改正を行うものでございます。

もう1点、原子力災害から福島復興・再生の推進に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施するため公布された福島復興再生特別措置法、この施行に伴いまして、平成23年3月11日時点で避難指示区域、これは警戒区域、それから計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、そこに存する住宅に居住していた者に対して、市営住宅への入居者資格の特例規定を新たに整備するということでございます。

なお、収入基準等については、額を条例上に表示したものでございまして、従来の政令月収等と変更はございません。

この改正につきましても、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終了いたします。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

○都市整備課長（伊藤恒男） 議案第22号、議案第26号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、国の第2次一括法におきまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、特定公園施設の設置基準が地方公共

団体の条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

第3条以降の各条に定める特定公園施設の定義であります。都市公園内に設置する園路や広場、休憩所、駐車場、便所並びに掲示板等でありまして、それぞれバリアフリー法を参酌して、その基準を定めるものでございます。

議案第22号の補足は以上でございます。

次に、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案につきましても、国の第2次一括法の施行によりまして、都市公園法の一部が改正されまして、都市公園の設置基準が地方公共団体の条例に委任されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第3条は、都市公園の設置でありまして、地域性や特質などに応じて、その配置や規模の基準を定めるものであります。第1号は街区公園、第2号は近隣公園、第3号は地区公園、第4号は総合公園、第5号は特殊公園の定義でありまして、それぞれ公園敷地面積の基準を定めるものでございます。

第4条は、公園施設の設置基準でありまして、公園内に建築できる建築物の敷地面積に対する割合を、それぞれ公園の種別ごとに定めるものでございます。

2ページの第4条第1項では、原則100分の2を超えてはならないこと。第2項は、都市公園法施行令に定める例外規定となります。

議案の補足説明は以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） 議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、第2次一括法に伴い、水道法が一部改正され、従前は政令で定められていた水道法第12条の水道の布設工事監督者を配置する工事、同じく第12条の水道の布設工事監督者の資格基準及び水道法第19条の水道技術管理者の資格に関する基準について、地方自治体が条例で定めることになりました。条例で制定する基準については、政令で定められていた基準を十分に参酌し、今回、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 加瀬喜久 登壇)

○下水道課長(加瀬喜久) 議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第27号は、国の第2次一括法第107条で下水道法が改正されたことにより、旭市下水道条例を改正するものです。

旭市下水道条例新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の8ページから12ページをご覧ください。

第4章に公共下水道の施設に関する構造基準等、条文5つを追加いたしました。

新たな第19条として、公共下水道の構造基準等、第20条に排水設備及び処理施設に共通する構造の基準、第21条に処理施設の構造基準、第22条に適用除外の新たな条項、第23条に終末処理場の維持管理を追加いたしました。これにより、従前の第19条を第24条とし、第20条以下について随時繰り下げをいたしました。

この公共下水道の施設に関する構造基準等は、政令、下水道法施行令で定める基準を参酌し、定めたものです。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長(林 俊介) 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第28号について、健康管理課長、登壇してください。

(健康管理課長 高山重幸 登壇)

○健康管理課長(高山重幸) 議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊

急事態宣言がされたときは、市対策本部を設置することとされたため、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるため制定するものであります。

各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、組織規定であります。

第3条は、会議の招集及び市の職員以外の者の意見を求めることができることを規定しているものであります。

第4条は、部に関する規定であります。

第5条は、委任に関する規定であります。

本条例の施行期日でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第29号、議案第31号、議案第37号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 菅谷敏之史 登壇）

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから3議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第29号でございますが、この議案は、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についてでございます。

現行の旭市病院事業管理者の給与等に関する条例は、事業管理者が病院長を兼ねることを前提に管理者の給与が定められております。

このたび、病院を取り巻く諸課題に適切に対応するため、事業管理者と病院長を分離することを予定しております。このため、事業管理者が病院長を兼ねない場合等におきましても、適正に給与等が支給できるよう、新たに条例を制定するものでございます。

条例の概要を説明いたしますと、まずは、第2条におきまして、病院事業管理者の給料月額を定額として定めております。

第3条の第1項から第3項まで、そして第5条は、事業管理者に対して所定の通勤手当、期末手当及び旅費を支給するものでございます。また、第3条の第4項は、事業管理者が医師である場合で、診療を行う場合は、これらの手当のほかに病院事業企業職員の給与に関する規程の例により、辺地手当、地域手当及び特殊勤務手当を支給するものでございます。

続きまして、議案第31号をお開きください。この議案は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

旭中央病院におきましては、医師の確保と定着のため、施策の一環として昨年の10月1日から、卒後3年目から5年目のいわゆる専修医につきまして、臨時職員から正規職員へと処遇の改善を行い、定着を図ってまいりました。

また、看護師等の確保、定着につきましても、引き続き安定して良質な医療を提供するため、必要な人員を確保する必要があります。平成25年度以降につきましても、医師及び看護師等の確保と定着に鋭意取り組むこととしておりますので、現在の1,880名の定数を90名増加いたしまして、1,970名に引き上げようとするものでございます。

続きまして、飛びますが、議案第37号をお開きいただきたいと思います。

議案第37号は、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、持ち家に係る住居手当の廃止に関する改正でございまして、国や市長部局に倣いまして、平成25年3月31日をもって当該手当を廃止しようとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第30号、議案第38号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第30号及び議案第38号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、国において、平成18年に施行された障害者自立支援法について、様々な検討がなされた結果、障害者制度改革として地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月20日に成立し、本年4月1日に一部を除き、施行される予定でございます。

この法律の大きな目的の一つが障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」としたことです。これによりまして、条例中の「障害者自立支援法」の法律名を引用している条文の改正が必要になったため、関係条例を一括して改正するものであります。

第1条は、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する

条例であります。障害者自立支援法の名称を引用している第1条について所要の改正を行うものです。

第2条は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでありまして、障害者自立支援法の名称を引用している第3条及び第4条について、所要の改正を行うものです。

第3条は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正であります。障害者自立支援法の名称を引用している附則第2項において、適用となる期間が法律の施行前後に及ぶために、名称の読み替えが必要になることから、第3項として読み替え規定を加えるものです。

なお、施行日は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の施行整備に関する法律の施行に併せ、平成25年4月1日となります。

続きまして、議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

心身障害児養育手当は、市の単独事業として合併前より一定の要件を満たす心身障害児の保護者へ年額1万円を支給してまいりました。一方、障害者計画の策定に当たり、平成23年9月に実施いたしました意識調査では、療育等を行う施設に対する要望が強く寄せられました。

このような状況下で、本手当のほとんどの受給家庭が、特別児童扶養手当や障害児福祉手当といったような、より充実した手当を併せて受給していること、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法に至る障害福祉制度の変化、地方交付税の縮減が予想される中で、効果的な財源配分など、総合的に検討した結果、こども発達支援センターの開設をはじめ児童発達支援事業をさらに推進するために、本手当を廃止することといたしました。ご理解を賜りたいと思います。なお、保護者の皆様には書面等により十分に説明をしていきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第32号、議案第33号、議案第34号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 議案第32号、第33号、第34号について、補足説明申し上げます。

まず、議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明でございます。

この条例は、改正は、その内容は３点ございます。

新旧対照表をお願いいたします。

17ページになります。

その３点のまず１点目は、合併市町村の協議により設置することとされ、平成23年３月末をもって設置期間が満了になりました地域審議会委員の報酬を削除するものであります。

２点目は、別途議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例においてご審議をお願いいたしますが、旭市働く婦人の家の名称を旭第二市民会館に変更し、旭市民会館と一括して管理運営するに当たり、働く婦人の家運営委員会委員の報酬を削除し、市民会館運営審議会において、両施設の運営についてご審議いただくこととするものであります。

３点目は、外国語指導助手の報酬額を改正するものであります。外国語指導助手の年間報酬額は、現在、税控除後の額で360万円程度となっておりますが、平成24年４月以降の来日者の年間報酬額については、税控除前で初年度336万円程度、２年目360万円程度、３年目390万円程度、４年目及び５年目396万円程度とする運用改善の通知が、総務省、外務省、文部科学省の関係室長の連名により、ございました。

現在の外国語指導助手の報酬額は、月額32万円以内で旭市教育委員会が定める額となっております。４年目及び５年目の396万円程度を月額にしますと33万円となることから、月額32万円以内とあるのを33万円以内に改正するものであります。

なお、この条例は、平成25年４月１日から施行するものであります。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明でございます。

公益的法人であります旭市社会福祉協議会並びに旭市シルバー人材センターへ派遣しております市職員の給与について、本条例を適用して支給する場合の支給方法を変更するというものです。

同じように、新旧対照表の18ページをお願いいたします。

第４条の改正は、これまで派遣先団体の業務が、市の事務事業に密接に関連している場合、派遣職員に対し市から直接支給できる給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当でありましたが、給与支給の一体性の確保を図るため、通勤手当、特殊勤務手当等の11手当を加え、派遣職員に支給できる給与の種類を一般の市職員と同様とするものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めるものでございます。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この改正案では、4つの条例をこの一つの条例で改正するために、第1条で旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正を、また、第2条で旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正を、第3条で旭市職員の定年等に関する条例の改正を、第4条で旭市職員の旅費に関する条例の改正を行う条立ての構成としております。

まず、改正条例第1条にございます旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、主な改正内容を説明いたします。

同じく新旧対照表19ページをお願いいたします。

第2条の改正は、滝郷診療所医師へ支給できる給与の種類として、旭中央病院医師の給与支給に併せ、地域手当を加えるものでございます。

第5条第4項の改正は、これまでの給料表については、行政職給料表の1種類であったものに医療職給料表が加わるため、行政職給料表の適用を受ける職員として区別するための文言整理と、第5項の改正は、55歳を超える職員の昇給の読み替えについてでありまして、医療職給料表の適用を受ける職員については、その年齢を57歳とするものと、前項同様の文言整理です。

第12条の2は、地域手当の支給に関する条文の追加となっており、第1項で支給対象を医師である職員とし、また、次のページに移りますが、第2項では地域手当の月額算出について、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額と定めるものでございます。

第19条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、これまで給料月額のみを算出基準としていたものに、地域手当の月額を加えた額を算出基準とするものです。

第21条の改正は、管理職手当についてであり、医師への管理職手当の支給に伴い、支給率の上限を100分の15から100分の25に引き上げるものです。

第24条第3項の改正は、期末手当基礎額についてであり、期末手当基礎額に地域手当の月額を加えるものです。

第4項の改正は、期末手当における役職加算についてであり、役職加算される職員に医療

職給料表の適用を受ける職員を加えるとともに、次のページになりますが、その算出基準の額に地域手当の月額を加えるものです。

第27条第2項の改正は、勤勉手当基礎額についてであり、期末手当同様、勤勉手当基礎額に地域手当の月額を加えるものです。

第29条の改正は、各種手当の支給方法についてであり、規則で支給方法を定める手当の種類に地域手当を加えるというものです。

次のページになりますが、第31条の第2項から4項の改正は、休職者に支給される給与の支給方法についてであり、心身の故障等により休職した職員に支給される給与の種類に地域手当を加えるものです。

別表第1の給料表の改正は、これまでの行政職給料表をその1とし、新たに制定する医療職給料表をその2とするものです。

新たに制定する医療職給料表は、改正条例文の2ページ、3ページでございますが、本給料表は旭中央病院の医療職給料表と同様のものとなっております。

続いて、新旧対照表23ページに移ります。

別表第3の特殊勤務手当の改正は、新たな特殊勤務手当を追加するものであり、医師として医療業務に従事したときに、診療業務手当として月額100万円以内を支給するというものです。

次のページになりますが、改正条例第2条の改正は、平成18年に一部改正した給与条例の附則の改正であり、附則第6号の改正は、昇給の特例に係る読み替え規定についてであり、適用される職員を行政職給料表の適用を受ける職員として区別するための文言整理です。

次のページになります。25ページです。

改正条例第3条の改正は、旭市職員の定年等に関する条例の一部改正でありまして、第3条の改正は職員の定年についてであり、そのただし書きにおいて、旭中央病院において医療業務に従事する医師の定年を65歳と定めておりましたが、旭中央病院の医師に限定することなく、職員として医療業務に従事している医師について定年を65歳とするものです。

次のページになりますが、改正条例第4条の改正は、旭市職員の旅費に関する条例の一部改正であり、別表の改正は職又は職務の級ごとの旅費に関するものであり、行政職及び医療職の各給料表の適用を受ける職員を区別するための文言整理と、医療職給料表の5級から1級までの職員の区分については、行政職給料表の7級及び6級の職員と同じ欄に加えるというものでございます。なお、附則において、この条例の施行期日を平成25年4月1日と定め

るものでございます。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第35号、議案第43号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 佐久間 隆 登壇）

○子育て支援課長（佐久間 隆） 議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

ひとり親家庭等医療費等の助成につきましては、子ども医療費助成制度を入れた枠組みで検討を加え、助成制度を整理したものであります。

制度の前提といたしましては、15歳に達する最初の3月31日までは、子ども医療費助成制度で助成を行い、ひとり親家庭につきましては、そこから、さらに3年間の助成をするとしたものであります。

また、第2条第2号の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要綱の改正に併せ、条文の整備を行うものであります。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

続きまして、少し飛びますが、議案第45号、指定管理者の指定について……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（佐久間 隆） あ、43号、もとい、失礼しました。

議案第43号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

旭市立干潟保育所の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の学校法人旭鈴木学園を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、学校法人旭鈴木学園が適当な指定管理者候補として選定されたことにより、同学園を旭市立干潟保育所の指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第43号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 高野晃雄 登壇）

○生涯学習課長（高野晃雄） 議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、これまで商工観光課で所管していました旭市働く婦人の家を、商工労働関係施設から社会教育施設に転用し、名称を旭第二市民会館に改めた上で、新年度から生涯学習課が所管する旭市民会館と併せて一括管理すべく、所要の改正を行うものであります。

そこで第2条では、市民会館の名称と位置を、施設がこれまでの1か所から2か所に増えることから、次表としてこれらを併記するように改めるものであります。

第10条は、市民会館等の使用料についての条文となりますが、徴収の根拠は、旭市使用料及び手数料に関する条例に定めるところによると規定するものであります。

附則で施行日は25年4月1日とし、これに伴い、これまでの旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例は、廃止することといたします。経過措置といたしまして、この条例の施行前に、旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の規定でなされた施設の使用申請等は、継承することといたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第40号、議案第41号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 斉藤 馨 登壇）

○市民生活課長（斉藤 馨） 議案第40号及び第41号について、補足説明を申し上げます。

両議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第40号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方であります。

石毛昭夫氏は、平成19年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望も大変厚く、また、平成18年からは保護司も務められており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第41号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地2にお住まいの林芳枝氏、昭和26年12月20日生まれの方であります。

林芳枝氏は、長年にわたり市職員として行政に携わってこられ、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努められてこられました。また、在職中は子育て支援課において、児童の虐待の問題などに深くかかわっており、子どもに対する人権問題について豊富な知識と

経験があるため、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、お二人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

以上で、議案第40号及び議案第41号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第44号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第44号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

旭市長熊釣堀センターの指定管理者の指定について、旭市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、管理業務に適当な候補者として、株式会社ハウスビルシステムが選定されたことにより、旭市長熊釣堀センターの指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は2月28日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 8分